

# 松戸市議会基本条例

## 逐条解説

(前文)

平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行により、国と地方の役割分担が制度上明確化され、地方公共団体の自己決定権が拡大するとともに自己責任の原則が徹底されることになった。

松戸市民の代表である市長及び議会の議員は、市民が地方公共団体の長及びその議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、それぞれ市民の負託に応える責務を負っており、住民自治の根幹である議会は、市民の声に的確に応えていくため、議会の持つ監視及び評価の機能をより充実するとともに、政策形成能力の向上を図っていかなければならない。

地方分権の進展による行政運営の変化、市民意識の多様化等、議会に求められる責務は、ますますその重さを増している。このような中で、市民の代表として議会の今後のあり方を改めて考え、議会機能の充実、議会の活性化を図り、市民の負託に応えていくことを決意し、ここにこの条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、議会の活動原則等を定め、及び議員の使命を明らかにするとともに、議会機能の強化等に関する基本的事項を定めることにより、社会の変化、多様化に適切に対応した議会運営を図り、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (解説)

本条は、議会の活動原則等を定めたこの条例の最終的な目的が、市民福祉の向上のためにあることを確認したものです。

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される市政の意思決定機関として、市民の多様な意見を的確に把握して市政に反映させるとともに、議会運営における透明性を確保し、公平、公正かつ民主的な議会の活動に努めるものとする。

### (解説)

議会は、地方分権改革、市民意識の変化に的確に対応し、そのもてる権能を十分に駆使して責務を果たす使命があることは論をまつものではありませんが、その活動の基本的な考え方、方針を示したものです。

### (議会運営の基本)

第3条 議会は、市の基本的な政策決定、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務執行の監視及び評価、政策立案並びに市長等に対する政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営を図るとともに、市政の課題、議案等の審議の充実に努めるものとする。

### (解説)

合議体である議会を構成する議員は、それぞれの協力の下、円滑かつ効率的

な議会運営に努め、議決機関としての機能を十分に発揮させるとともに、議案等の審議の充実に努めなければならないことを議会の共通認識とするために定めたものです。

#### (議員の責務)

第4条 議員は、合議制の機関である議会を構成する一員として、一部の地域、団体の課題のみならず、市政の課題全般について自らの良心と責任をもって市民の負託に応えるよう活動しなければならない。

2 議員は、不断の研鑽により活動能力を高め、常に市民福祉を念頭におき、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。

#### (解説)

日常の議員活動においては、地域などの個別的な課題に取り組むことも現実問題としてありますが、議員は公選で選ばれた市民全体の代表者であり、奉仕者です。議員は、このことを十分認識し、議員活動をしなければならず、また市民の負託に応え、議会の一員として職責を全うするため、平生から自らを高め、活動をしていくことを規定したものです。

## 第2章 議会機能の強化

### (常任委員会の活動)

第5条 常任委員会は、その所管に属する事務調査、議案、陳情等の審査の充実及び活性化を図り、その機能を十分発揮しなければならない。

2 常任委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、政策の立案、政策の提言その他の能動的な活動をするよう努めるものとする。

#### (解説)

常任委員会は、議会の一定の部門の事務に関する調査、議案等の審査をする下審査機関であるとともに、同時に実質的な審査機関です。したがって、議会

のもつ政策立案、監視機能を十分働かせるためには、その活動が重要な意味をもつこととなります。しかしながら、これまでの本市議会の常任委員会活動は、主に付託された議案や請願、陳情を審査するという受身の形での運営となっていたことから、議会の機能を十分発揮させるため、常任委員会が市政の諸課題を能動的に取り上げ、地方自治法第109条第4項に規定される所管事務調査を積極的に活用して、閉会中も継続して調査を行い議会としての意見を集約しようとするものです。

所管事務調査項目については、市政に関する課題あるいは過去の一般質問を中心に課題を抽出し、執行部側からの反問権を認めた積極的な意見交換や参考人、専門的知見等を活用するなどして調査を行います。そして、最終的に委員会としての意見集約がみられたときは、本会議で委員長報告をし、必要に応じて政策提言として、市民、執行部に発信していくものとしたしました。

なお、陳情については、各議会により取扱いや審査方法が様々ですが、本市議会では、市民から議会に提出された貴重な意見・要望ととらえ、請願と同様の取扱いを基本としています。

#### (議員間討議)

第6条 議員は、市民福祉のための意思決定機関である議会のもつ権能を十分発揮するため、多様な意見が反映されるよう議員間における討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて議会の意思の集約を図り、合意形成に努めるものとする。

#### (解説)

議会には、その意思決定過程において、複数の多様な意見を反映し、議会の本質をなす、討議という長にはなし得ない機能があります。討議機能をもつ議会の役割が重要なのは、議会には賛否両論の意見があるからであり、選択肢が一つでも、議会では、事案が多面的に検討され、理解を深めることができるからです。

市民にかわって様々な意見が表明され、相互批判、反論、同調という過程を経て一つの意思に形成されていくことこそ議会の最も本質的な役割です。この役割を果たすため、議員間における討議の充実に努める必要があります。

こうした考えを具現化するため、本市議会では議員間の討議によって議会としての合意形成を図るため、次の3点について実施することとしました。

- 1 請願・陳情は、市民から議会に提出された意見・要望であることから、基本的に執行部への質疑は法的、制度的な確認とし、委員長の議事整理権の範囲で必要に応じて委員間のフリートーキング制の意見交換の機会を設けること。
- 2 市長から提出された議案は、会派（控室）単位で説明を受け、会派内で十分な討議を行い、所管委員以外の議員の視点も踏まえて委員会審査に臨むこと。
- 3 所管事務調査においては、最終的に執行部へ提言した内容が議会側からの一方的な意見とならないように、執行部からの率直な意見も反映できる形で行うこと。

#### （議案等の調査及び研究）

第7条 議会は、議案等の調査及び研究に当たり、適切な判断に資するため、必要があると認めるときは、学識経験者等による専門的事項に係る調査に関する制度並びに公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するものとする。

#### （解説）

地方公共団体の事務は、行政需要の増加に伴い広範多岐にわたり、さらに専門化、複雑化、細分化されてきています。そして、このような傾向が今後ともますます続くことは容易に推察できるところです。

こうした中で、平成18年の地方自治法の改正により、必要な専門的事項に係る調査を学識経験者等にさせることができる制度が設けられたところですが、これまでの広く市民の声を反映させるための参考人・公聴会制度と併せ、これらの制度の積極的な活用をして、議会審議あるいは委員会審査の充実を図

ることを規定したものです。

(会派)

第8条 議員は、充実した議会活動を行うため、会派を構成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関して調整を行い、会派間の合意形成に努めるものとする。

(解説)

本市議会では、多種多様な専門性、経験を持つ議員が、市政に関する様々な問題を多角的に討議することにより、充実した議会活動が期待でき、また議会運営の能率的な議事進行に寄与できるものとして、過去の議事運営の経験を踏まえ、会派が結成されています。

しかしながら、現行法令上、会派について定義した明文の規定はありません。したがって、議会における位置付け、またその機能を明確にするため規定したものです。

なお、本市議会において会派が結成されたのは、第6期議員任期（昭和37.11.27～41.11.26）中の昭和39年6月定例会です。

(研修の充実)

第9条 議会は、監視及び評価の機能の充実並びに政策形成能力の向上のため、積極的に研修の充実に努めるものとする。

(解説)

議員研修の態様は様々ですが、最終的には市民福祉の向上に資されるべきものです。基本的に研修は、議員自らが様々な調査、研究を深めることにより、幅広い知識、能力の向上が期待される場所ですが、研修をより効果的に行うため、併せて議会全体での研修を規定するものです。

議会が開催する研修会では、時の社会問題、行政課題等について議会全体と

して研修することができるので、研修テーマに関して議員全員が共通認識をもち、意見交換を通じてより理解を深めることが可能となります。

議会としての審議能力を高め、議会の活性化に資するために、研修の充実を図ろうとするものです。

### 第3章 議会と市長等との関係

#### (議会と市長等との関係の基本原則)

第10条 議会は、市民の意思を代表する合議制の機関として、二元代表制の下、常に市長等との相互のけん制と均衡により緊張関係を保ち、事務執行の監視及び評価、政策立案並びに政策提言等を行い、市政発展に取り組まなければならない。

#### (解説)

二元代表制の特徴は、長、議会がともに住民を代表することにあります。自治体は、二元代表制の下、長と議会が相互にけん制と均衡により、相互の専行を抑制する体制をとっていますが、これは徒に両者の対立構図を意味するものではなく、その目的は市民福祉の向上を図るため、相互に緊張感をもち続け、それぞれの責務を果たすことにあります。このことを踏まえ、真にあるべき二元代表制の姿をとらえ直し、議会の担うべき役割、機能を改めて確認するものです。

#### (議決事件の拡大等)

第11条 市長は、基本計画（市の基本構想の実現のために必要な施策を体系的に整理したものをいう。）の策定又は変更をするときは、議会の議決を経なければならない。

2 市長等は、市政に係る重要な計画（前項に規定する基本計画に基づく実施計画又は各行政分野における基本的な計画で法律の規定により定めるものをいう。）の策定、変更又は廃止（以下「策定等」という。）をしようとするとき

は、その概要を議会に報告しなければならない。

- 3 市長等は、前項に規定する計画のほか、市政の基本的な施策に係る計画の策定等をしようとするときは、その概要を議会に報告するよう努めるものとする。

(解説)

議会の議決事件としては、地方自治法第2条第4項の基本構想、第96条第1項に列挙されている事件、同条第2項の規定により条例で議決事件とされたもの等に限られるのに対して、長は同法第149条に例示列挙された事件を始め他の一切の団体意思の包括的な決定権をもっています。長と議会が相互にけん制、抑制、均衡により合理的、能率的な行政運営を行うことが求められていることから、必ずしもこれを否定するものではありませんが、団体意思の決定にあつては、多数の議員で構成され、多様な価値観、意見をもつ議会の判断によることを基本とすることも一つの考え方であります。

こうした意味で、本規定は、市政に係る重要な計画のうち最も基本となる計画を地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決対象とし、併せて市政の各行政分野における施策の基本方針、基本的事項を定める計画を議会に報告することにより、住民自治の原則の観点から議会及び市長その他の執行機関がともに市民に対する責任を担い、透明度の高い市行政を計画的に推進することを目的としたものです。

なお、第2項及び第3項中に「議会に報告」とあるのは、「議長に報告」という趣旨であり、その方法等については、事案により適宜決定するものです。

(政策提言)

- 第12条 議会は、決議等による議会意思の表明により、市長等に対し、積極的に政策提言を行うものとする。

(解説)

自治体の自己決定権が拡大するなか、議会はその権能を充実、発展させ、これまで以上に自主性と自律性を高める必要があります。

本条は、その一つの方策として議会から市長等に対し、積極的に政策提言を

行うことを規定したものです。

政策提言に至るまでの過程は、第5条「常任委員会の活動」に規定するとおり、常任委員会の所管事務調査を活用し、意見集約が図られた事案については、議長に報告後、本会議において委員長報告を行うとともに、必要に応じて政策提言として、議員発議案（決議の位置付け）を提出するものとします。

議会の意思を政策提言として行政や市民に発信することにより、市の施策に議会の意思が反映されることを期待するものです。このような結果を得ることができれば政策提言が政策立案と同様の効果を得ることができます。

## 第4章 市民と議会との関係

### （情報公開の推進）

第13条 議会は、議会の役割、責任を市民に明らかにするため、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号）の趣旨に則り、保有する議会活動に関する情報の一層の公開を図るものとする。

### （解説）

市民主体の自治が推進される一方で、監視機関でもある議会には透明性の確保が求められていることから、市民にとって身近な議会、開かれた議会の構築をするための情報公開が進められています。

そうした流れの中であって、本市議会は、他市に先駆けて本会議及び委員会での傍聴者への資料提供、あるいは情報公開条例の実施機関として情報公開を進めてきていますが、これらをもって十分とすることなく、議会の内容については、その説明責任を伴うものであることから、情報公開を出来る限り行うべきとの視点に立ち、今後さらなる情報公開を図ることを定めています。

### （議会広報の充実）

第14条 議会は、議会活動を広く周知するため、様々な情報媒体を利用し、議会広報の充実に努めるものとする。

(解説)

本市議会では、これまで、議会だよりの発行やボランティアの方々の協力により目の不自由な方への音声による「声の議会だより」を発行していただいているとともに、インターネットを活用しての議会放映や本会議録等の公開を行っています。

今後も議会だよりの紙面の見直し等、既存媒体での広報のあり方について見直しを行うとともに、今後新たに登場する情報媒体をも含め、その活用に柔軟な対応を図ることで、議会広報の充実に努めることを定めたものです。

(議会への市民参加)

第15条 議会は、市民の意向を議会活動に反映することができるよう、広く市民の意見を聴取する機会の確保に努めるものとする。

(解説)

住民自治の根幹をなす議会は、より市民に開かれたものであると同時に、市民の声を行政に反映させなければならないとの観点から、市民の意見を把握する努力を惜しむことなく、市民の意見を真摯に聴取し、議会に反映させる機会を拡大していくよう努めることを定めています。

なお、請願・陳情が議会に提出された貴重な意見、要望であることに着目し、願意をより深く理解するために、請願・陳情者の任意ではありますが、平成20年6月定例会から趣旨を補足するための発言機会の場を請願・陳情を審査する委員会に設けています。

## 第5章 議会改革の継続

(議会改革の継続的な取組)

第16条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生じる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

(解説)

議会を取り巻く著しい環境の変化に対応し、市民の代表として、市民の負託に、より真摯に応えていくため、議長の諮問機関として「松戸市議会議会活性化委員会」を設置し、本市議会の改革について協議を重ねてまいりました。

委員会決定事項のうち、会派（控室）単位での議案の説明聴取、委員会審査時における請願・陳情者による趣旨説明や委員間でのフリートーキングについては、既に実施できる環境が整っていたことから、平成20年6月定例会から着手しています。

今後、順次改革を実施してまいりますが、議会内部に検証機関を設け、着手したものについて検証を重ねることで、より良いものへと見直しを図っていくことを定めています。

## 第6章 議会事務局

(議会事務局の機能強化)

第17条 議会は、議員の政策形成能力を向上させ、議会活動の充実を図るため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

(解説)

地方分権が進む中で地方公共団体の自己決定、自己責任が拡大したことにより、地方議会に求められる責任は、ますます大きくなっています。地方自治法においても、政務調査費や議員派遣、専門的知見の活用、議案の審査又は議会の運営に関する協議、調整の場の設置等に係る条項が新たに設けられ、このことにより議会の活動範囲がさらに拡大し、補助機関としての議会事務局の業務も増大しています。

議会事務局は、総務事務、議事事務、情報調査事務、法制事務、広報事務、図書事務等の一連の業務を処理していますが、これらの業務を行う議会事務局機能の強化及び組織体制の整備を図ることで、議会の活性化に資するものです。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。